



共同募金の配分申請受付（地域配分）

太田市の民間福祉事業を支援します。

「赤い羽根募金」でおなじみの共同募金。

この共同募金の配分は、県民のみなさまの貴重な浄財が財源です。

配分には「広域配分」と「地域配分」があります。ここに記載の太田市の地域配分を希望する場合は、7月21日（金）までに、所定の申請書を太田市支会へご提出下さい。

施設・設備・備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するための建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な設備及び備品を整備する事業

【申請できるのは…】

- ① 保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ② 太田市域内で活動する NPO 法人、任意団体等

【配分上限額】 100万円（配分率75%以下）

※建物工事の場合は法人のみ申請可とし、申請法人所有または長期貸借契約の民間物件に限ります。

なお、**車両整備配分**を希望する場合は、太田市支会ではなく**県共同募金会**まで。

事業経費配分

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業

- ・ 公的制度では対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- ・ 福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- ・ 地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演、研修等の事業
- ・ 地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業

【申請できるのは…】

- ① 保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ② 太田市域内で活動する NPO 法人、任意団体等

【配分上限額】 30万円（配分率75%以下）

【事業数】 上限額範囲内で3事業まで申請可能

運営費配分

福祉活動を目的として設立された団体の活動経費

【申請できるのは…】

太田市域内で活動する任意団体

※太田市社会福祉協議会からの助成金を受けている団体は除きます。

【配分上限額】 5万円

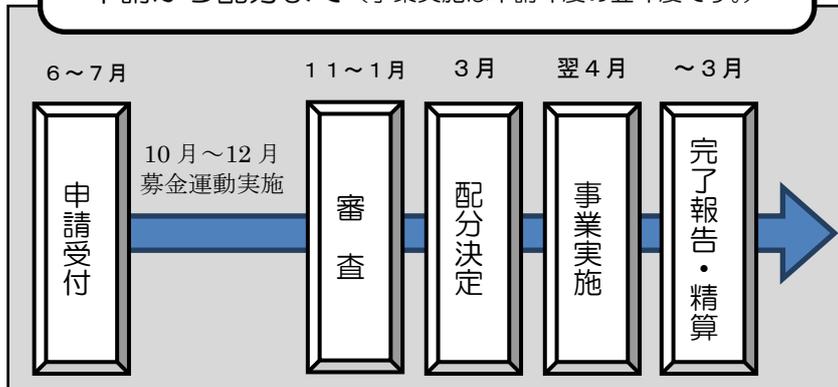
申請受付期間：平成29年6月20日（火）

～
7月21日（金）締切

（締切日必着、郵送不可）

受付窓口：共同募金会太田市支会
（太田市社会福祉協議会内）

申請から配分まで（事業実施は申請年度の翌年度です。）



太田市支会で受付するのは
保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センター・太田市域内で活動する NPO 法人・団体など地域性の高いものです。
（それ以外は県共同募金会で受付します。）

行政からの委託事業や、
介護保険事業は対象外です。



この配分では、地域福祉活動計画に沿った事業など、太田市域内全体を見渡しながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。

お問い合わせ先：太田市支会（太田市社会福祉協議会内）〒373-0817 太田市飯塚町 1549 TEL 0276-46-6208